

令和8年度 鎌ヶ谷市立第三中学校いじめ防止基本方針

1 基本的な方針

(基本理念) (いじめ防止対策推進第1条等より)

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの生徒に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

また、本校では、学校、家庭、地域と連携し、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止等のための対策を行う。

(いじめの定義) (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

- ・生徒はいじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

(学校及び学校の教職員の責務)

- ・いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止・予防と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合、適切かつ迅速にこれに対処し、正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明をせずに対応する。そうした上でいじめの防止に努める。

2 いじめ防止等ための組織

(組織の構成)

- ・いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員)

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（主任）、学年主任（生徒指導担当）、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー ※ 必要に応じてスクールロイヤーに相談

(活動)

- ① いじめの早期発見に関すること
〈アンケート調査（年2回）、心の健康観察、教育相談の充実（年4回）等〉
- ② いじめ防止・予防に関すること
〈道徳教育・情報モラル教育・生徒会活動⇒生活委員挨拶運動等、いじめ予防集会〉
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

(開催)

・週1回(生徒指導部会)とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

※いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議⇒校長・教頭・生徒指導主事(主任)、関係学年主任、担任、関係学年職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当、部活動顧問、スクールカウンセラー、養護教諭

3 いじめの未然防止(いじめを生まない土壌づくり)

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

いじめには、暴力を伴ういじめと、暴力をとまなわなしいじめや教員の不適切な発言や体罰からいじめに繋がるケース考えられる。暴力を伴わないいじめは、被害、加害が入れかわりやすく、水面下のものが表出して教師が発見するまでには時間がかかる傾向にある。その間、いじめられている生徒は相当な苦痛を感じ、ときには、生命の危険さえもある。

また、教員の発言についても冷静で丁寧な言葉がけが必要とされる。いじめの早期発見のためには、多様な情報の収集に全力を持って取り組むが、それ以前にまず大切なのは、全生徒が安全に安心して過ごすことのできる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを十分教員が理解し、以下のような学級経営、学年経営、教科経営を行う。

(1) 道徳教育の充実

学年ごとに道徳指導計画や教材(豊かな人間関係づくり実践プログラムなど)を十分活用・吟味しながら年間を通して行う。指導を通し、豊かな人間関係を育むことと自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。

(2) 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

(3) 生徒会活動の活性化

人権週間の実施と合わせて、生徒主体の活動(いじめ予防集会)を企画し、学校生活で起こりがちな事例をもとに、全校生徒への問題提起を行う。

(4) 生徒指導の3機能を生かしたわかる授業の推進と授業規律の確保

生徒指導の3機能(①自己決定の場②自己存在感③共感的な人間関係)を生かしたわかる授業づくりを推進する。とりわけ生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感を感じられる学習活動作りや、共感的な人間関係を育むグループ活動等を実施する。また、教室を安心できる居場所にするために、授業規律の徹底指導を行う。

(5) インターネット等におけるいじめの防止

携帯等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報部と連携して情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに保護者会等で「家庭でのルールづくり」について情報提供を行い、協力を図る。インターネット上に顔写真や個人情報を載せないように指導する。

(6) 部活動・行事の充実

過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないように目的や目標を掲げ、大切にしたい活動となるように運営する。部活動ガイドラインを遵守して活動を行う。

4 いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。生徒が日常的に過ごす学校で休み時間や授業時間に人間関係の観察を行い、心配される様子があるときは積極的に声かけを行う。

(1) 生徒との日頃の信頼関係の構築及び人間関係を深め、いじめを察知する。

(2) 個別面談や教育相談の実施 (年4回【5月、9月、11月、1月に実施】)

(3) Q-Uテストを実施し、いじめの早期発見、自己有用感の充実を図る。

(4) 教職員間における情報の共有⇒学年会、職員会議での情報の共有

⇒生徒指導部会での情報の共有

⇒授業時間外の生徒の様子の確認 (休み時間等、校内パトロール)

(5) アンケート調査*下記は、実施方法です。

テスト隊形 (隣と机を離す) で行い、周囲の生徒から記入用紙が見られないように配慮する。

無記名でも構わないことを伝え、実施していく。

回収は教員が行い、他の生徒が解答用紙に触れないように注意する。

(6) いじめ防止に関する保護者への連絡方法

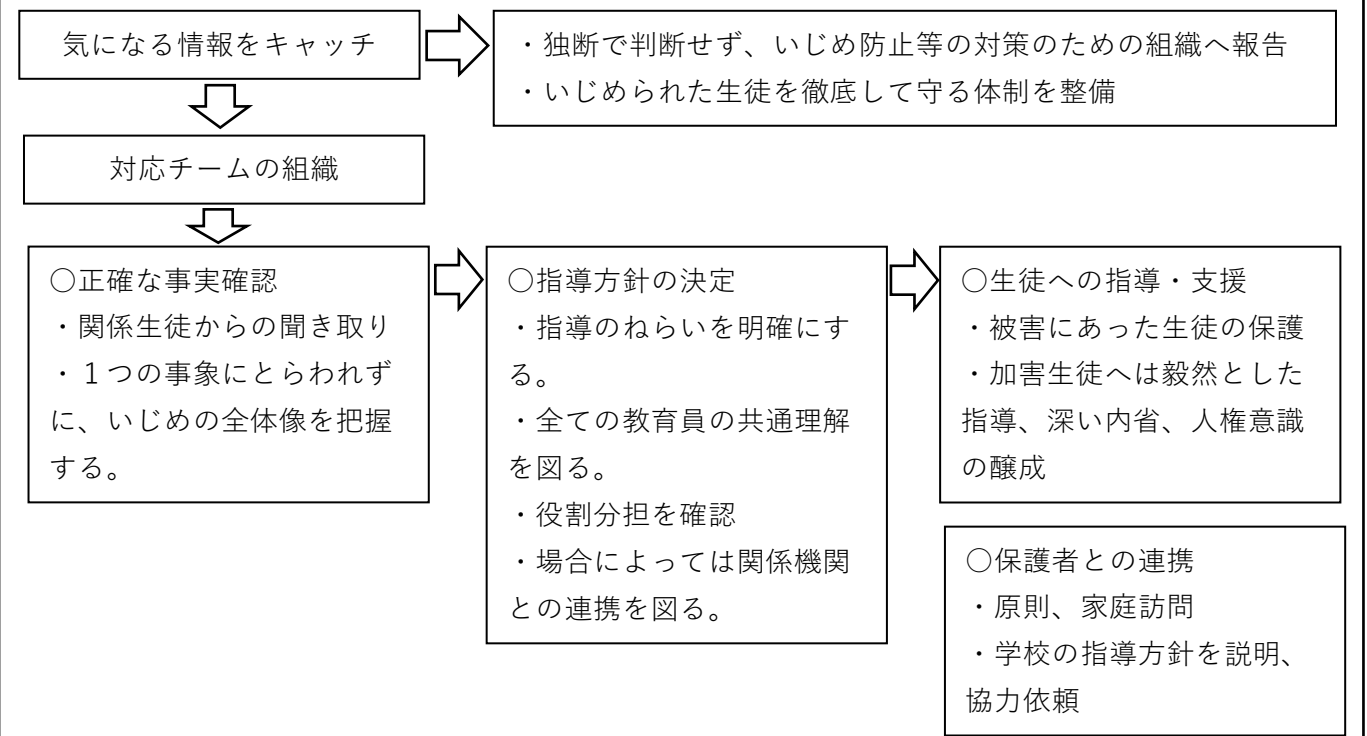
(三者面談の実施、保護者会、学校便り、家庭への電話連絡、家庭訪問)

6 いじめを認知した場合の早期対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

対応の流れ

- (1) いじめを受けた生徒といじめを知らせてくれた生徒の安全確保
- (2) 事実確認（原則として、いじめられた生徒⇒周囲にいた生徒⇒いじめた生徒の順に行う）
※ 聴取は、複数が原則である。
- (3) いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- (4) 生徒に寄り添った適切な指導
- (5) 保護者への連絡と協力要請（事情聴取をした生徒への保護者への連絡を行う）



7 家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 家庭との連携
 - ① 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい環境を築く。
 - ② いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- (2) PTAや地域との連携
 - ① 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
- (3) 警察との連携
 - ① いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携を図る。（詳細は添付資料「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を参照）
 - ② 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にはまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

(4) 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況の報告 ・対応方針について相談する ・生徒や保護者対応を相談する	教育委員会
・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会・児童相談所 鎌ヶ谷警察(生活安全課)
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

8 いじめ問題に対する指導

- (1) いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応(SC、養護教諭を交えた対応会議等の連携・助言)
- (2) いじめた生徒に対する毅然とした対応での指導(状況に応じたSCの指導、助言)
- (3) 当該生徒の保護者への対応(速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する)
- (4) 該当の保護者、家庭との連携、協働
- (5) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」、「観衆」とならないための全生徒への指導

9 重大事態への対処について

- (1) 重大事態について(いじめ防止対策推進法第28条)
 - ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③いじめにより当該学校に在籍する生徒やその保護者から重大事態に至ったという申し出があったとき。
- (2) 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告し、調査を行う。
※重大事態における調査委員会の設置および専門職員(指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど)の派遣については教育委員会が判断する。
- (3) 重大事態が発生した際には、国(文部科学省・子ども家庭庁)に調査の報告を行う。
- (3) 学校独自の組織の招集(緊急会議)
- (4) 警察や関係機関との連携

10 公表、点検、評価等について

- (1) ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。また、学校便り等を通じて保護者へ周知する。
- (2) 本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じて点検し見直しを行って行く。
- (3) いじめ問題に対しての取り組みを保護者、地域、生徒、所属職員等で評価する。(学校評価ア

ンケートなど) 課題となる事項については、いじめ対策委員で検討し、改定を行う。

(いじめ防止に対する年間活動計画)

月	活動内容
4月	職員校内研修
5月	教育相談アンケート・教育相談
6月	いじめ予防集会① いじめアンケート(6月分)
7月	三者面談(全学年) 情報モラル授業等
9月	教育相談アンケート・教育相談 学校独自アンケート
10月	職員校内研修
11月	いじめアンケート(10月分) 教育相談【三者面談(3年)・二者面談(1, 2年)】
12月	いじめ予防集会②
1月	教育相談アンケート・教育相談 学校独自アンケート 情報モラル授業等
2月	
3月	

- 長期休み明けに学校独自アンケートを実施し、早期発見・対応に努める。
- 情報モラルに関する授業等を年に2回実施し、情報に関する基礎知識を学びモラルを高める。
- 情報部を新設し、ネットリテラシー担当と連携を図り、ネットリテラシー教育の充実と生徒や保護者・教師集団の意識向上を図っていく。
- 年間に2回いじめ予防集会を生徒会主催で開催し、いじめが起きにくく、許さない学校・学級作りに全生徒・全職員で共通理解をはかりいじめ防止に努める。

最新：令和3年4月 1日 改訂
令和4年4月 1日 改訂
令和5年5月10日 改訂
令和6年5月10日 改訂
令和7年4月 1日 改訂
令和8年4月30日 改訂

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	暴行 (刑法第 208 条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	傷害 (刑法第 204 条)	第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 	強制わいせつ (刑法第 176 条)	第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>脅迫 (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与 (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に</p>
---	----------------------------------	--

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略）</p> <p>8（略）</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5（略）</p>